



令和5年度に婚姻されたみなさまへ



三春町 結婚新生活支援補助金

家賃・引っ越し代・住宅購入費・リフォーム代を

最大60万円※補助します！

(※夫婦ともに29歳以下である場合)

*** 申請期間 ***

令和6年3月29日(金)まで

※期日を過ぎての受付はできません。

予算に限りがあります。
予算に達した時点で申請
を締め切らせていただき
ます。



*** 対象世帯 ***

次の①～⑤、すべてにあてはまる方

① 婚姻日について

- ・婚姻日が令和5年3月1日から
令和6年3月31日の間である

② 年齢について

- ・夫婦ともに、婚姻日時点の年齢が
39歳以下であること

③ 所得について

- ・直近の所得証明書に基づく夫婦の
合計所得額が、500万円未満であること
- 申請日において、無職の方は所得額を
0円とします。(離職票等が必要)
- 貸与型奨学金を返済した分は、所得額
から控除します。

④ 住居について

- ・対象となる住居が町内であること
- ・その住居に住民登録していること
(いずれか一方でも可)

⑤ その他

- ・他の公的制度により家賃補助等を受けていない。
- ・過去に本補助金の交付を受けていない。
- ・町税等の滞納がない。

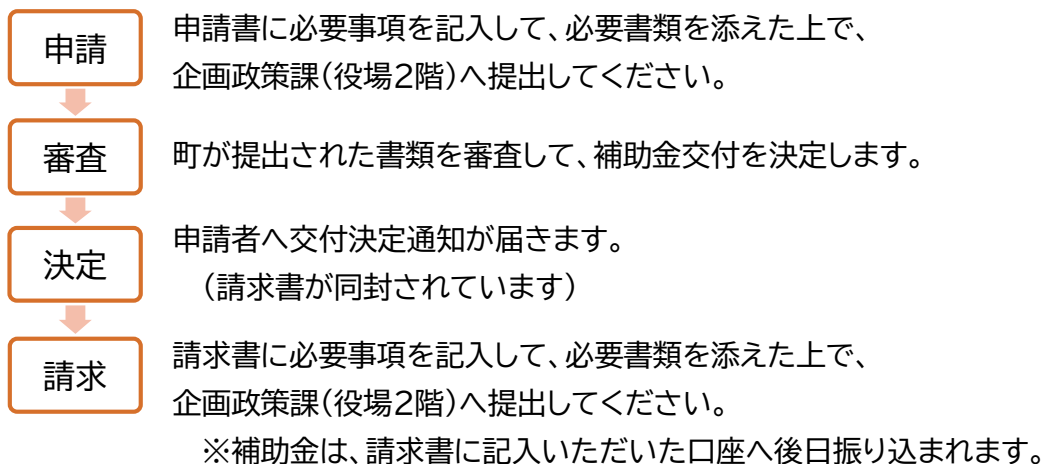
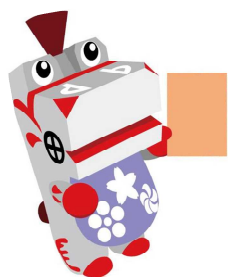
*** 対象費用 ***

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)の間に支払った次の費用

- ◇住宅の新築・購入◇ 建物の新築・購入費用
- ◇住宅の賃借◇ 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料(駐車場代は対象外)
※職場等から住宅手当を受給している場合はその分を除く
- ◇住宅リフォーム◇ 住環境整備等リフォーム費用(外構工事や家電設置は対象外)
- ◇引っ越し◇ 引越業者・運送業者に払った費用



*** 申請から交付までの流れ ***



*** 提出書類 ***

共通

- ① 三春町結婚新生活支援補助金 交付申請書(様式第1号)
- ② (婚姻後)戸籍謄本(全部事項証明書) または 婚姻届受理証明書
- ③ 住民票謄本(世帯全員分)
- ④ 所得証明書(夫婦それぞれ1通ずつ)
※所得がない場合も、証明書を提出してください。(非課税証明書等)
【取得年度について】 申請時点で最新年度のものを取得してください。
- ⑤ 納税証明書(夫婦それぞれ1通ずつ)
※三春町の町税で該当する税目すべて

申請書類は町のHP
からも取得できるよ♪



該当する対象経費について必要書類

- 住宅を新築・購入した方…①住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し
②売買費用等の領収書の写し
- 住宅を賃借した方…①住宅の賃貸借契約書の写し ②賃貸借用の領収書等の写し
③住宅手当支給証明書(様式第2号)
- 住宅をリフォームした方…①工事請負契約書又は請書の写し
②リフォーム工事の領収書等の写し
- 引っ越しした方…①引っ越し費用の領収書等の写し

その他 必要書類

- 申請日時点で無職の方…離職票 または 退職証明書等
- 貸与型奨学金を返済している(いた)方…返済した額が分かるもの(返済額証明書、通帳の写し等)

■申請が4～5月:令和3年中の返済額 ■申請が6～2月:令和4年中の返済額

【申請・問合せ先】

三春町役場 企画政策課 三春町字大町1-2 TEL:0247-62-1122